

## 外国につながる子どもへの教育支援の強化を求める意見書

各自治体では年々外国につながる子どもが増えている。本市でも、個別に対応を行う国際教室は、現在小学校では11校中10校、中学校は6校中2校に設置されているが、設置のない学校でも、該当する児童生徒が在籍する小・中学校に日本語指導等協力者を派遣している。しかし、国際教室の時間は充分とはいえない。また、市独自に外国人子女日本語指導等協力者派遣事業を実施し家庭への生活支援も行っているが、利用回数はわずかとなっている。

今臨時国会で出入国管理法の改正が成立したことから、外国人の増加が予想され、外国につながる子どもの小・中学校への転入もさらに増えると考えられる。しかし、その子どもたちへの日本語支援・学習支援・母語支援・居場所づくり事業等を行うのは各自治体であり、自治体予算の増額は難しい状況がある。

外国につながる子どもたちはやがては日本社会の支え手となる。そのためには、小・中学校の教育と生活支援が十分に受けられ、高等教育へつなげる支援が必要である。

よって、政府においては、外国につながる子どもに対して各自治体を実施している、小・中学校における国際教室や生活支援への国の財政的支援を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

内閣総理大臣  
財務大臣 殿  
総務大臣  
文部科学大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚